

県手話言語条例制定へ

検討委設置

12月議会提案目指す

手話を言語として普及させ、使いやすい環境整備を図る「手話言語条例」の制定に向け、県が4日、高知

市内で検討委員会の初会合を開いた。聴覚障害者団体などの有識者が条例の内容とともに必要な施策を話し合い、県議会12月定例会への提案を目指す。

同条例はこれまでに全国の計538自治体が制定。県内では2016年の高知市を皮切りに11市町村に広がっている。

県によると、県内で身体障害者手帳を持つ聴覚障害者は今年3月末時点で23

12人。手話通訳者は123人いるが、高齢化などにより実際に活動できる人員は少ないという。

県が条例制定済みの都道府県に行った聞き取りでは、制定後に大会やイベントで手話通訳が設置されるようになったり、生涯学習講座や大学などで手話がカリキュラムに追加されたりといった変化があった。

県は「手話が言語」という認識を県内全域に広め、取り組みを進めるためには県条例での位置づけが必要」とし、制定に向けた検討委員会を設置。聴覚障害者や

手話に携わる団体の関係者、経営、商工、教育などの分野の委員ら計9人で構成した。

初会合では、高知県立大学社会学部福祉学部の辻真美講師(55)を委員長に選任。県障害福祉課が基本理念や県の責務、県民の役割など、条例に盛り込む条項の骨子案を示した。

委員からは「手話を使う機会が広がり、聞こえない人や手話通訳者の地位が上がってほしい」と条例化を歓迎する声上がり、「市町村の役割も入れてはどうか」条例を作った後の周知

も大事だ」などの意見が出された。

委員の1人で県聴覚障害者協会会長の竹島春美さん(64)は「条例を作ることよりも、人の意識を変えるこ

とが難しい。県民が手話を含めたコミュニケーション方法を身につけ、聴覚障害者に出会った時に戸惑わないようにしてほしい」と話した。(山崎彩加)